

平成 23 年 3 月 1 日

## 株式会社 玉越 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、出産・育児で退職することなく、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 23 年 3 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日までの 2 年間

2 内 容

子育てを行う従業員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

<目標 1>

妊娠中や出産後の女性従業員の健康確保、育児休業制度等について相談窓口を設置する。

<対策>

平成 23 年 3 月～ 相談窓口について検討する。

平成 24 年 3 月～ 相談窓口を設置し、従業員に周知する。

<目標 2>

育児・介護休業法で定められた育児休業制度や時間外労働・深夜業の制限の周知を図る。  
また、雇用保険法に定める育児休業給付金制度を周知し取得促進を図る。

<対策>

平成 23 年 3 月～ 育児休業制度その他の諸制度及び育児休業給付等の制度を周知するため資料の作成を開始する。

平成 24 年 3 月～ 管理職への制度説明し、啓発する。

平成 25 年 1 月～ 制度周知の情報提供物を掲示する。